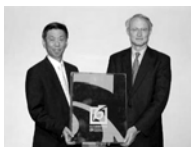


①3社の合併
契約書②大正14年当時
の本社ビル③法人会・納税協会経営
者大型総合保障制度発
足当時のパンフレット④TKC企業防衛制
度発足当時のパ
ンフレット⑤平成5年に竣工し
た大阪本社ビル⑥太陽生命との業
務提携に関する
基本協定の調
印式⑦T&D太陽大同投資顧問
発足とT&D保険グル
ープをアピールする全面
広告⑧東京証券取引所
への上場初日⑨創業100周年記
念事業「ビデオ
講座」⑩T&Dホールディ
ングス設立記念
式典テープカット

⑪ポーター賞の受賞

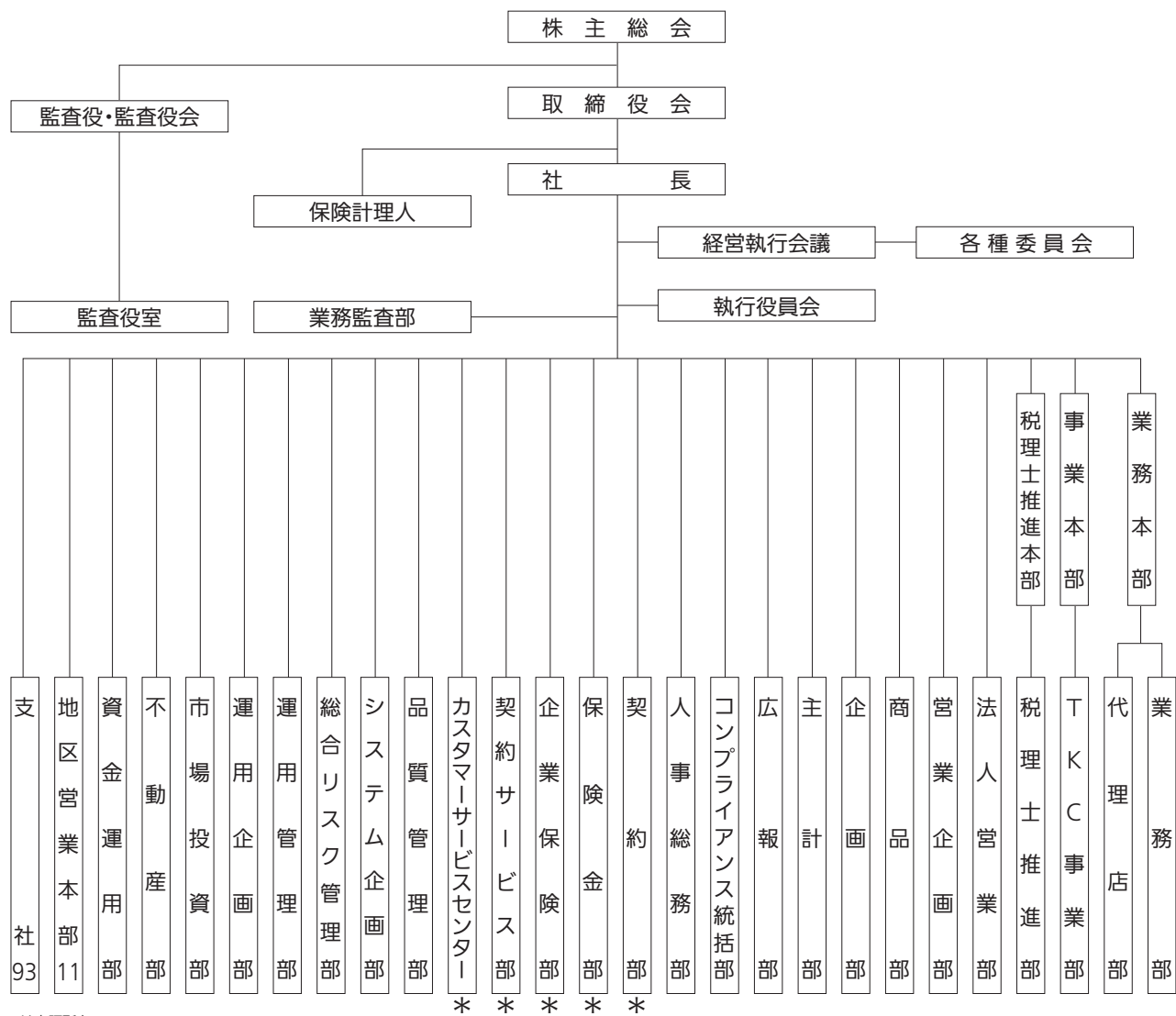


1 沿革

明治	35年	7月	朝日生命(旧社名 真宗生命:明治28年設立)、護国生命(明治29年設立)、北海生命(明治31年設立)の3社が合併、「加入者本位」「堅実経営」を創業の精神として、大同生命保険株式会社を設立。社名は、「小異を捨てて大同につく」に由来。〔写真①〕
明治	42年	1月	本社を大阪市西区江戸堀に移転。
大正	14年	6月	本社を大阪市西区土佐堀通1丁目1番地(現 大阪本社所在地)に移転。〔写真②〕
昭和	22年	7月	大同生命保険相互会社として再発足。
昭和	45年	6月	中国税理士協同組合における総合事業保障プランの取扱を開始。 以降、各地の税理士協同組合で同プランの取扱を開始。
昭和	46年	4月	AIU(株)(現 AIU損害保険(株))と業務提携。
		6月	法人会の経営者大型総合保障制度の取扱を開始。*
		11月	納税協会の経営者大型総合保障制度の取扱を開始。*
			*業界初の生損保セット商品、業界初の最高保障額1億円を実現。〔写真③〕
昭和	47年	10月	本社を大阪府吹田市江坂町1丁目23番101号に移転。
昭和	48年	11月	日本システム収納(株)を設立。 生命保険業界最大の保険料収納ネットワークを構築。
昭和	49年	5月	(財)大同生命厚生事業団(現(公財)大同生命厚生事業団)を設立。
		7月	TKC全国会と業務提携。
昭和	51年	3月	TKC企業防衛制度の取扱を開始。〔写真④〕
昭和	60年	3月	(財)大同生命国際文化基金(現(公財)大同生命国際文化基金)を設立。
昭和	61年	3月	大同生命投資顧問(株)を設立。
平成	4年	11月	第1回全国知的障害者スポーツ大会「ゆうあいピック東京大会」に特別協賛、以降毎年協賛。 (平成13年以降は「全国身体障害者スポーツ大会」と統合した「全国障害者スポーツ大会」に特別協賛)
平成	5年	10月	大阪本社を大阪市西区江戸堀1丁目2番1号に移転。〔写真⑤〕
平成	8年	7月	基金の総額を350億円に増額。
平成	11年	1月	太陽生命保険(相)(現 太陽生命保険(株))との全面的業務提携を発表。〔写真⑥〕 (同年6月、グループ名称を「T&D保険グループ」に決定)
		10月	大同生命投資顧問(株)と太陽ライフガン投資顧問(株)を合併。商号をT&D太陽大同投資顧問(株)(現 T&Dアセットマネジメント(株))に変更。〔写真⑦〕
平成	13年	10月	システム業務を太陽情報産業(株)(T&D情報システム(株)に商号変更)に移管し、太陽生命保険(相)(現 太陽生命保険(株))とシステム部門を統合。
		10月	東京生命保険(相)を関連会社化。商号をT&Dフィナンシャル生命保険(株)に変更。
平成	14年	4月	相互会社から株式会社に組織変更。(資本金750億円) 東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に上場。〔写真⑧〕
		7月	大同ライフ投信(株)とT&D太陽大同投資顧問(株)を合併。商号をT&Dアセットマネジメント(株)に変更。
		7月	創業100周年。「中小企業との共生」、「社会・地域との共生」という基本方針に基づき、記念事業を展開。〔写真⑨〕
		8月	大同生命リース(株)のリース事業を太陽生命リース(株)に統合。商号をT&D太陽大同リース(株)(現 T&Dリース(株))に変更。
平成	16年	3月	東京証券取引所および大阪証券取引所の株式の上場を廃止。
		4月	太陽生命保険(株)およびT&Dフィナンシャル生命保険(株)と共同で株式移転により完全親会社(株)T&Dホールディングスを設立。設立と同時に、(株)T&Dホールディングスは、東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に株式を上場。〔写真⑩〕
		4月	大同生命カスタマーサービス(株)と、太陽生命オフィスサポート(株)を合併。商号をT&Dカスタマーサービス(株)に変更。
		12月	「2004年度(第4回)ポーター賞」を受賞。〔写真⑪〕
平成	18年	7月	東京本社を東京都港区海岸1丁目2番3号に移転。 当社、(株)T&Dホールディングス、太陽生命保険(株)およびT&Dフィナンシャル生命保険(株)の本社部門等を集約。
平成	19年	3月	T&Dアセットマネジメント(株)の株式を(株)T&Dホールディングスに譲渡。(株)T&Dホールディングスが直接子会社化。
平成	21年	3月	(株)T&Dホールディングスの100%出資により、700億円の資本増強を実施。(資本金1,100億円、資本準備金350億円)
平成	23年	4月	AIU保険会社(現 AIU損害保険(株))の代理店業務を開始。同時に、AIU保険会社も当社の代理店業務を開始。

2 組織図

① 組織図(平成25年6月24日現在)



*は大阪所在

② 本社組織(平成25年6月24日現在)

区 分	平成24年	平成25年
部	26	26
課・室	79	78
診療所	1	1

(注)「課・室」には、監査役室を含んでいます。なお、「プロジェクト」は上表には含んでいません。

③ 支社等の組織(平成25年6月24日現在)

区 分	平成24年	平成25年
支社	95	93
事務センター	22	—

(注)平成25年度より、「事務センター」を廃止。

3 店舗一覧

①本社

大 阪
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-1 (06)6447-6111
東 京
〒105-0022 港区海岸1-2-3 (03)3434-7373

②本社法人営業組織

東 京
法人営業部 〒103-0023 中央区日本橋本町2-7-1 NOF日本橋本町ビル (03)3667-8011
大 阪
法人営業部(大阪) 〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビルディング (06)6447-1162

③地区営業本部

北海道
北海道地区営業本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌大同生命ビル (011)241-8278
宮 城
東北地区営業本部 〒980-0804 仙台市青葉区大町1-1-1 大同生命仙台青葉ビル (022)221-5486
東 京
首都圏地区営業本部 〒103-0023 中央区日本橋本町2-7-1 NOF日本橋本町ビル (03)3667-8021
埼 玉
関信越地区営業本部 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 大同生命大宮ビル (048)645-8566
愛 知
東海地区営業本部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル (052)541-3151
石 川
北陸地区営業本部 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル (076)231-1195
大 阪
近畿地区営業本部 〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビルディング (06)6441-0137
広 島
中国地区営業本部 〒730-0022 広島市中区銀山町4-17 広島大同生命ビル (082)241-8191
香 川
四国地区営業本部 〒760-0027 高松市紺屋町9-6 高松大同生命ビル (087)851-4047
福 岡
九州北部地区営業本部 〒810-0002 福岡市中央区西中洲12-33 大同生命福岡ビル (092)711-9386
熊 本
南九州地区営業本部 〒860-0802 熊本市中央区中央街3-8 熊本大同生命ビル (096)354-4584

④支社等

北海道
北海道支社 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌大同生命ビル (011)241-8271
北海道T K C企業保険支社 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌大同生命ビル (011)222-8752
宮 城
仙台支社 〒980-0804 仙台市青葉区大町1-1-1 大同生命仙台青葉ビル (022)221-5486
東北T K C企業保険支社 〒980-0804 仙台市青葉区大町1-1-1 大同生命仙台青葉ビル (022)221-5490
岩 手
東北支社 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス (019)624-3427
青 森
東北支社青森営業部 〒030-0823 青森市橋本2-13-5 青森大同生命ビル (017)776-6434

秋 田
東北支社秋田営業部 〒010-0001 秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル (018)833-5121
山 形
山形営業支社 〒990-0033 山形市諏訪町1-1-1 センチュリーブレイス山形 (023)641-2852
福 島
郡山支社 〒963-8004 郡山市中町1-22 郡山大同生命ビル (024)922-0860
福島T K C営業部 〒963-8004 郡山市中町1-22 郡山大同生命ビル (024)922-6061

東 京
東京支社 〒103-0023 中央区日本橋本町2-7-1 NOF日本橋本町ビル (03)3667-8121
上野支社 〒110-0015 台東区東上野1-14-4 野村不動産上野ビル (03)3831-7050
新宿支社 〒160-0022 新宿区新宿4-3-25 TOKYU REIT新宿ビル (03)3357-5221
渋谷支社 〒150-0043 渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル (03)5489-6800
池袋支社 〒170-0013 豊島区東池袋1-5-6 アイケアビル (03)3984-6351
東東京支社 〒136-0071 江東区亀戸2-26-10 立花亀戸ビル (03)5626-6161
多摩支社 〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル (042)524-2282
首都圏代理店支社 〒103-0023 中央区日本橋本町2-7-1 NOF日本橋本町ビル (03)3667-8241
東京東T K C企業保険支社 〒110-0015 台東区東上野1-14-4 野村不動産上野ビル (03)3839-9401
東京北T K C企業保険支社 〒170-0013 豊島区東池袋1-5-6 アイケアビル (03)5396-6881
多摩T K C企業保険支社 〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル (042)524-2982
東京南T K C企業保険支社 〒103-0023 中央区日本橋本町2-7-1 NOF日本橋本町ビル (03)3667-8081
東京西T K C企業保険支社 〒150-0043 渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル (03)5489-6801
税理士推進新宿支社 〒160-0022 新宿区新宿4-3-25 TOKYU REIT新宿ビル (03)3357-5281
税理士推進東京支社 〒103-0023 中央区日本橋本町2-7-1 NOF日本橋本町ビル (03)3667-8211
千 葉
千葉西支社 〒273-0005 船橋市本町5-3-5 伊藤LKビル (047)422-2110
千葉支社 〒260-0021 千葉市中央区新宿2-5-3 千葉大同生命ビル (043)247-8861
千葉T K C企業保険支社 〒260-0021 千葉市中央区新宿2-5-3 千葉大同生命ビル (043)243-9332
千葉税理士共済支社 〒260-0021 千葉市中央区新宿2-5-3 千葉大同生命ビル (043)247-8863

神奈川
横浜支社 〒231-0005 横浜市中区本町2-15 横浜大同生命ビル (045)211-2821
新横浜支社 〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜KSビル (045)471-2301
湘南支社 〒251-0026 藤沢市鵠沼東1-1 玉半ビル (0466)26-1616
首都圏代理店支社横浜代理店営業部 〒231-0005 横浜市中区本町2-15 横浜大同生命ビル (045)201-1016
神奈川T K C企業保険支社 〒231-0005 横浜市中区本町2-15 横浜大同生命ビル (045)211-2828
神奈川税理士共済支社 〒231-0005 横浜市中区本町2-15 横浜大同生命ビル (045)201-1016
山 梨
多摩支社甲府営業部 〒400-0858 甲府市相生1-2-31 大同生命甲府ビル (055)232-6411

埼 玉
埼玉支社 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 大同生命大宮ビル (048)641-0307
埼玉南支社 〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル (048)224-9412
埼玉西支社 〒350-1123 川越市脇田本町6-20 くぼたビル (049)246-1766
埼玉ＴＫＣ企業保険支社 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 大同生命大宮ビル (048)645-3021
埼玉税理士共済支社 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 大同生命大宮ビル (048)642-8721
茨 城
水戸支社 〒310-0801 水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル (029)221-2881
茨城ＴＫＣ営業部 〒310-0801 水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル (029)221-2881
栃 木
宇都宮支社 〒320-0811 宇都宮市大通り4-1-18 宇都宮大同生命ビル (028)622-2641
栃木ＴＫＣ営業部 〒320-0811 宇都宮市大通り4-1-18 宇都宮大同生命ビル (028)624-1015
群 馬
群馬支社 〒371-0805 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル (027)223-5260
群馬ＴＫＣ営業部 〒371-0805 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル (027)223-5264
新 潟
新潟支社 〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6-1214-2 大同生命新潟ビル (025)228-6226
新潟ＴＫＣ営業部 〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6-1214-2 大同生命新潟ビル (025)229-5850
長 野
長野支社 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル (026)264-5221
松本支社 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル (0263)32-0829
長野ＴＫＣ企業保険支社 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル (0263)35-9823

愛 知
名古屋支社 〒450-0002 名古屋市市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル (052)541-3151
名古屋南支社 〒460-0022 名古屋市中区金山1-13-13 金山プレイス (052)331-3360
三河支社 〒444-0864 岡崎市明大寺町字菩提円13-2 大同生命岡崎ビル (0564)51-7941
東海代理店支社 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル (052)581-4431
三河ＴＫＣ企業保険支社 〒444-0864 岡崎市明大寺町字菩提円13-2 大同生命岡崎ビル (0564)51-7910
中部ＴＫＣ企業保険支社 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル (052)582-1491
名古屋税理士共済支社 〒464-0841 名古屋市中種区覚王山通8-14 税理士会ビル (052)753-1501
愛知税理士共済営業部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル (052)541-1261

岐 阜
岐阜支社 〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル (058)262-5141
静 岡
静岡支社 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル (054)253-3191
浜松支社 〒430-0946 浜松市中区元城町216-18 浜松大同生命ビル (053)453-9011
静岡ＴＫＣ企業保険支社 〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル (054)253-6767
三 重
三重支社 〒514-0004 津市栄町1-840 大同生命・瀧澤ビル (059)226-1363

石 川
金沢支社 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル (076)231-1195
北陸ＴＫＣ企業保険支社 〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル (076)231-1195
富 山
富山支社 〒930-0029 富山市本町9-10 大同生命富山ビル (076)432-4369
福 井
福井支社 〒910-0006 福井市中央3-3-23 北陸中央ビル (0776)24-2269

大 阪
大阪支社 〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビルディング (06)6441-0131
大阪中央支社 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館・大同生命ビル (06)6942-0391
大阪東支社 〒577-0841 東大阪市足代2-2-23 岡島ビルディング (06)6721-5781
阪和支社 〒590-0947 堺市堺区熊野町西3-2-7 ダイワビル (072)232-4601
大阪北支社 〒564-0063 吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル (06)6385-6066
近畿代理店支社 〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビルディング (06)6441-0576
大阪北ＴＫＣ企業保険支社 〒564-0063 吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル (06)6385-4321
南近畿ＴＫＣ企業保険支社 〒542-0076 大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル (06)6213-6401
近畿税理士共済南支社 〒542-0076 大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル (06)6213-5901
近畿税理士共済北支社 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館・大同生命ビル (06)6943-4915
京 都
京都支社 〒604-8161 京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル (075)231-5341
京滋ＴＫＣ企業保険支社 〒604-8161 京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル (075)255-0319
京都税理士共済支社 〒604-8161 京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル (075)256-7102

滋 賀
京都支社滋賀営業部 〒520-0044 津市京町2-2-8 大津大同生命ビル (077)525-1711
兵 庫
神戸支社 〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル (078)392-3151
兵庫税理士共済営業部 〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル (078)331-3636
姫路支社 〒670-0964 姫路市豊沢町135 姫路大同生命ビル (079)282-2515
兵庫ＴＫＣ企業保険支社 〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル (078)392-3157

奈 良
奈良営業支社 〒630-8115 奈良市大宮町5-2-11 奈良大同生命ビル (0742)34-6781
和歌山
阪和支社和歌山営業部 〒640-8044 和歌山市板屋町22 和歌山大同生命ビル (073)431-6301

広 島
広島支社 〒730-0022 広島市中区銀山町4-17 広島大同生命ビル (082)241-8191 広島T K C企業保険支社 〒730-0022 広島市中区銀山町4-17 広島大同生命ビル (082)245-7621
島 根
山陰営業支社 〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル (0852)21-2421
鳥 取
山陰営業支社鳥取営業部 〒680-0845 鳥取市富安2-159 久本ビル (0857)22-2007
岡 山
岡山支社 〒700-0818 岡山市北区蕃山町9-19 岡山大同生命ビル (086)222-6621 中国T K C企業保険支社 〒700-0818 岡山市北区蕃山町9-19 岡山大同生命ビル (086)222-6625
山 口
山口支社 〒745-0036 周南市本町1-3 大同生命徳山ビル (0834)21-4705
香 川
四国支社 〒760-0027 高松市紺屋町9-6 高松大同生命ビル (087)851-4047 四国T K C企業保険支社 〒760-0027 高松市紺屋町9-6 高松大同生命ビル (087)821-1256
徳 島
四国支社徳島営業部 〒770-0841 徳島市八百屋町3-26 大同生命徳島ビル (088)622-4530
愛 媛
四国支社松山営業部 〒790-0003 松山市三番町4-12-4 松山大同生命ビル(089)921-7391
高 知
四国支社高知営業部 〒780-0053 高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル (088)884-7117

福 岡
福岡支社 〒810-0002 福岡市中央区西中洲12-33 大同生命福岡ビル (092)711-9386 久留米支社 〒830-0032 久留米市東町38-1 大同生命久留米ビル (0942)32-4306 北九州支社 〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10 大同生命北九州ビル (093)521-0786 九州北T K C企業保険支社 〒810-0002 福岡市中央区西中洲12-33 大同生命福岡ビル (092)711-9916 福岡税理士共済支社 〒810-0002 福岡市中央区西中洲12-33 大同生命福岡ビル (092)711-9585
佐 賀
佐賀支社 〒840-0804 佐賀市神野東4-1-19 大同生命佐賀ビル (0952)30-8111
長 崎
長崎支社 〒850-0031 長崎市桜町5-3 大同生命長崎ビル (095)826-0161
熊 本
熊本支社 〒860-0802 熊本市中央区中央街3-8 熊本大同生命ビル (096)354-4584 南九州T K C営業部 〒860-0802 熊本市中央区中央街3-8 熊本大同生命ビル (096)354-4614
大 分
大分支社 〒870-0034 大分市都町1-3-22 大分都町ビル (097)532-8278
宮 崎
宮崎支社 〒880-0806 宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル (0985)23-6218
鹿児島
鹿児島支社 〒892-0846 鹿児島市加治屋町15-9 大同生命鹿児島ビル (099)224-3434
沖 縄
沖縄支社 〒900-0016 那覇市前島3-1-15 大同生命那覇ビル (098)868-6977
⑤カスタマーサービスセンター
大 阪
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-1 0120-789-501 (通話料無料)

4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘 要
平成14年4月 1日	75,000百万円	75,000百万円	相互会社から株式会社へ組織変更
平成21年3月27日	35,000百万円	110,000百万円	当社の行った株主割当増資を親会社が引き受けたもの

5 株式の総数 (平成25年3月31日現在)

発行可能株式総数	6,000千株
発行済株式の総数	2,900千株
当期末株主数	1名

6 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

① 発行済株式の種類等

	種類	発行数	内容
発行済株式	普通株式	2,900千株	—

② 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社T & Dホールディングス	2,900千株	100.0%	— 千株	— %

③ 主要株主の状況

記載する事項はありません。

7 取締役・監査役・執行役員（平成25年6月26日現在）

役 職 名 ・ 氏 名 〔委 嘱〕（生年月日）	略 歴 な ど
代表取締役会長 くらもち はる お 倉 持 治 夫 （昭和24年6月11日）	昭和48年 4月 大同生命入社 平成10年 7月 取締役 平成13年 3月 常務取締役 平成16年 4月 代表取締役社長 平成22年 4月 代表取締役会長
代表取締役社長 き だ てつ ひろ 喜 田 哲 弘 （昭和28年6月19日）	昭和51年 4月 大同生命入社 平成12年 7月 取締役 平成15年 4月 常務取締役 平成18年 6月 常務執行役員 平成22年 4月 代表取締役社長 （現在 株式会社T&Dホールディングス取締役）
取締役専務執行役員 い が ら し つとむ 五十嵐 勉 （昭和26年6月3日）	昭和51年 4月 大同生命入社 平成11年 7月 取締役 平成15年 4月 常務取締役 平成18年 6月 取締役常務執行役員 平成20年 4月 取締役専務執行役員 （現在 株式会社T&Dホールディングス取締役専務執行役員）
取締役専務執行役員 うえ だ まさ ひろ 上 田 雅 弘 （昭和28年8月30日）	昭和53年 4月 大同生命入社 平成18年 6月 執行役員 平成20年 4月 常務執行役員 平成20年 6月 取締役常務執行役員 平成23年 4月 取締役専務執行役員 （現在 株式会社T&Dホールディングス取締役専務執行役員）
取締役専務執行役員 〔業務本部長〕 く どう みのる 工 藤 稔 （昭和30年5月18日）	昭和53年 4月 大同生命入社 平成17年 6月 取締役 平成18年 6月 執行役員 平成20年 4月 常務執行役員 平成21年 6月 取締役常務執行役員 平成23年 4月 取締役専務執行役員
取締役常務執行役員 おお やま やす ひこ 大 山 恭 彦 （昭和28年8月2日）	昭和51年 4月 大同生命入社 平成13年 7月 取締役 平成18年 6月 執行役員 平成19年 4月 常務執行役員 平成19年 6月 取締役常務執行役員
取締役常務執行役員 ば ば いち ろう 馬 場 一 郎 （昭和27年10月8日）	昭和50年 4月 大同生命入社 平成17年 6月 取締役 平成18年 6月 執行役員 平成19年 4月 常務執行役員 平成21年 6月 取締役常務執行役員
取締役常務執行役員 せい け こう いち 清 家 浩 一 （昭和31年7月6日）	昭和55年 4月 大同生命入社 平成18年 6月 執行役員 平成22年 4月 常務執行役員 平成23年 6月 取締役常務執行役員
取締役常務執行役員 きた はら むつ ろう 北 原 睦 朗 （昭和34年11月7日）	昭和57年 4月 大同生命入社 平成22年 4月 執行役員 平成25年 4月 常務執行役員 平成25年 6月 取締役常務執行役員
取締役 おか もと なお ゆき 岡 本 直 之 （昭和21年12月29日）	平成24年 6月 取締役 （現在 三重交通グループホールディングス株式会社 代表取締役社長）
取締役 うず い そうのすけ 臼 井 壯 之介 （昭和28年11月15日）	昭和51年 4月 大同生命入社 平成12年 7月 取締役 平成19年 4月 常務執行役員 平成19年 6月 取締役常務執行役員 平成22年 6月 取締役 （現在 株式会社T&Dホールディングス代表取締役副社長） （現在 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社取締役） （現在 T&Dアセットマネジメント株式会社取締役）
常任監査役 （常 勤） なか もと かず き 中 本 和 樹 （昭和27年1月11日）	昭和51年 4月 大同生命入社 平成10年 7月 取締役 平成13年 3月 常務取締役 平成18年 6月 取締役常務執行役員 平成19年 4月 取締役専務執行役員 平成20年 4月 代表取締役専務執行役員 平成22年 4月 取締役専務執行役員 平成22年 6月 常任監査役（常勤）

役 職 名 ・ 氏 名 〔委 嘱〕（生年月日）	略 歴 な ど
監査役 ひら まつ かず お 平 松 一 夫 （昭和22年8月10日）	平成22年 6月 監査役 （関西学院大学商学部 教授）
監査役 いわ い しげ かず 岩 井 重 一 （昭和20年4月15日）	平成24年 6月 監査役 （弁護士） （現在 株式会社T&Dホールディングス監査役）
監査役 う の まさ あき 宇 野 正 明 （昭和29年9月9日）	昭和52年 4月 大同生命入社 平成22年 6月 監査役 （現在 株式会社T&Dホールディングス監査役（常勤））
常務執行役員 〔事業本部長〕 よし ざわ こう いち 吉 澤 浩 一 （昭和34年 3月8日）	昭和57年 4月 大同生命入社 平成19年 4月 執行役員 平成23年 4月 常務執行役員
常務執行役員 みや もと ひろ ふみ 宮 本 弘 文 （昭和31年1月22日）	昭和55年 4月 大同生命入社 平成20年 4月 執行役員 平成25年 4月 常務執行役員
常務執行役員 〔営業企画部長〕 もり なか かな や 森 中 哉 也 （昭和37年3月17日）	昭和59年 4月 大同生命入社 平成22年 4月 執行役員 平成25年 4月 常務執行役員
執行役員 〔首都圏地区営業本部長〕 うえ むら しげ き 植 村 繁 樹 （昭和28年12月25日）	昭和51年 4月 大同生命入社 平成19年 4月 執行役員
執行役員 〔関信越地区営業本部長〕 ごん の まさ き 権 野 正 樹 （昭和28年7月14日）	昭和52年 4月 大同生命入社 平成21年 4月 執行役員
執行役員 〔保険計理人〕〔総合リスク管理部長〕 と だ よし ゆき 戸 田 良 幸 （昭和30年6月5日）	昭和54年 4月 大同生命入社 平成22年 4月 執行役員
執行役員 〔近畿地区営業本部長〕 さい とう まこと 斉 藤 誠 （昭和33年4月19日）	昭和56年 4月 大同生命入社 平成23年 4月 執行役員
執行役員 〔主計部長〕 なが た みつ ひろ 永 田 光 宏 （昭和37年12月27日）	昭和60年 4月 大同生命入社 平成23年 4月 執行役員
執行役員 〔運用企画部長〕 い かわ たか し 居 川 孝 志 （昭和37年7月17日）	昭和60年 4月 大同生命入社 平成24年 4月 執行役員
執行役員 〔税理士推進本部長〕 かみ たに のり たか 紙 谷 典 孝 （昭和33年5月15日）	昭和57年 4月 大同生命入社 平成25年 4月 執行役員
執行役員 〔市場投資部長〕 てら おか やす お 寺 岡 康 夫 （昭和35年7月6日）	平成12年10月 大同生命入社 平成25年 4月 執行役員

8 従業員の状況

① 従業員の在籍・採用状況

区 分	平成23年度末 在籍数	平成24年度末 在籍数	平成23年度 採用数	平成24年度 採用数	平成24年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内務職員	3,408 ^名	3,274 ^名	69 ^名	60 ^名	39.4 ^歳	15.3 ^年
(男子)	(2,141)	(2,093)	(47)	(17)	(40.7)	(16.2)
(女子)	(1,267)	(1,181)	(22)	(43)	(37.0)	(13.7)
(総合職)	(2,247)	(2,186)	(58)	(22)	(40.1)	(15.8)
(エリア総合職)	(361)	(351)	(1)	(38)	(34.3)	(10.1)
(事務職)	(763)	(700)	(10)	(0)	(39.0)	(16.2)
営業職員	3,904	3,943	1,277	1,331	48.2	7.9
(男子)	(477)	(419)	(53)	(36)	(53.3)	(15.0)
(女子)	(3,427)	(3,524)	(1,224)	(1,295)	(47.6)	(7.1)

(注) 営業職員には保険業法第2条第19項の生命保険募集人を記載しています。ただし、内務職員、募集代理店(平成23年度末13,382店、平成24年度末13,459店)は含んでいません。

② 平均給与(内務職員)

(単位:千円)

平成24年3月	平成25年3月
453	464

(注) 平均給与月額とは各年3月中の税込基準給与であり、賞与及び時間外手当などは含んでいません。

③ 平均給与(営業職員)

(単位:千円)

平成23年度	平成24年度
343	352

(注) 平均給与月額とは各年度平均の税込定例給与であり、賞与は含んでいません。

9 内部統制システムに関する取締役会決議

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備について、取締役会で以下のとおり決議しています。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「T&D保険グループCSR憲章」、「大同生命コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスに関する基本方針・遵守基準としてこれらを取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- ② 取締役及び執行役員は、これらのコンプライアンスに関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- ③ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- ④ 取締役会の決議事項については、決議の前に法務専門部門のリーガルチェックを経るものとともに、代表取締役、役付執行役員及び本社部門を担当する執行役員等で構成する経営執行会議等で十分に審議・検討を行う。
- ⑤ 日常の業務執行にあたっては、その適法性及び妥当性を確保するため、適宜、法務専門部門によるリーガルチェック及び弁護士への確認を行う。
- ⑥ 全社的なコンプライアンス推進態勢を整備・確立することを目的とした委員会を、経営執行会議の下部組織として設置する。また、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンスを統括する部門を設置し、コンプライアンスに関する情報の収集・分析等を行う。
- ⑦ すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人がコンプライアンスを実現するために、具体的な実践計画や手引書を策定し、コンプライアンスの徹底を図る。実践計画の遂行状況については、コンプライアンス推進態勢を整備・確立する委員会及び取締役会に報告する。

- ⑧ 反社会的勢力を排除する姿勢を明確に宣言し、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にそれを徹底させるための具体的な手順を整備する。

- ⑨ 関連会社を含むすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。その制度では、法令等違反行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性を確保するため、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。

- ⑩ 使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定め、手順を整備する。

- ⑪ 他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

2. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- ② 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限を明確にすることで、組織の効率的な運営を図る。
- ③ コーポレートガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
- ④ その他社内規程を整備することにより、取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、当該規程に基づき取締役会において中・長期的な経営計画を策定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期的な経営計画の見直しを行う。また、経営計画に基づき、代表取締役が単年度の執行計画を決定するとともに、経営計画主管部門は、執行計画の進捗状況及び推進結果につき、定期的に経営執行会議に報告する。

3. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- ② 情報資産の管理に関する規程等によって、情報資産を適切に管理する方針を明確化するとともに、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
- ③ 重要情報の管理部門を明確にし、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、持株会社と連携し、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される態勢を整備する。
- ④ これらの情報については、内部監査部門による内部監査等により、保管・管理が適正になされていることを確認する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方にに基づき、リスク管理の基本方針を定め、各種リスクを統括して管理するための態勢を明確にする。
- ② 同方針に基づき、関連会社を含めた経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスク状況の把握・分析等を行い、リスクを統括管理する委員会によって各種のリスクを統括管理する態勢を整備する。リスク種類毎の管理方針は、それぞれのリスク管理規程において明確にする。
- ③ 経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、危機管理に関する規程に従い、速やかに緊急対策本部を設置し、適切な対応を行うことができる体制を構築する。
- ④ 他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理態勢の適正性を確保する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社と持株会社との間で、経営管理に関する契約を締結し、次の項目を明確にする。
 - ア) グループで統一すべき基本方針
 - イ) 持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項
 - ウ) 当社が持株会社に報告すべき事項
 - エ) 持株会社による当社への指導・助言
 - オ) 持株会社による当社への内部監査の実施
- ② 上記の「グループで統一すべき基本方針」には次の方針を含める。
 - ア) グループ経営計画に関する基本方針
 - イ) グループ経営資源配分に関する基本方針
 - ウ) グループ人事に関する基本方針
 - エ) グループ自己資本管理に関する基本方針
 - オ) グループのリスク管理及び危機対応に関する基本方針
 - カ) グループのコンプライアンスに関する基本方針
 - キ) グループの内部監査に関する基本方針
 - ク) グループの資産運用に関する基本方針
 - ケ) グループの内部取引に関する基本方針
 - コ) グループのCSR(社会的責任)に関する基本方針
 - サ) グループの内部統制に関する基本方針
 - シ) グループ内の業務提携等に関する基本方針
 - ス) グループ内の利益相反管理に関する基本方針

- ③ 上記の「持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が当社の関連会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告は、グループ内外の者が企業活動を認識する上で重要な情報であり、その信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、グループ全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
- ③ 財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した部門によって評価する。さらに、他の業務から独立した内部監査部門によって、内部統制の評価にかかる業務運営の適切性を検証する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役室を設置し使用人を配置する。
 - ② 監査役又は監査役会より監査役室の要員等についての要請があれば代表取締役はこれを尊重する。
- (2) 上記の使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項
 - ① 監査役室の使用人の人事評価・人事異動等に関し、監査役が意見を述べることができる体制を整備する。
- (3) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役会及び執行役員は、監査役に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて定期的に業務執行状況を報告する。
 - ② 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が会社の重要な決裁書及び報告書等を閲覧するに際し、必要に応じ内容を説明する。
 - ③ 取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査役監査のため求められた事項を監査役に報告する。
- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。また、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
 - ② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、当社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
 - ③ 内部監査部門ほかコンプライアンス及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

① 個人保険・個人年金保険（主契約）

ご利用目的	分類	販売名称〔保険種類〕
一定期間の死亡保障の確保	定期保険	Rタイプ 〔無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）〕
		Zタイプ 〔無配当定期保険（無解約払戻金型）〕
必要保障額の減少に応じた合理的な死亡保障の確保	定期保険	Dタイプ 〔無配当逡減定期保険〕
		Dタイプ（保険料逡減型） 〔無配当逡減定期保険（保険料逡減・無解約払戻金型）〕
長期にわたる死亡保障の確保	定期保険	Lタイプ 〔無配当歳満期定期保険〕
		低SV-Lタイプ 〔無配当歳満期定期保険（低解約払戻金型）〕
		生活障害保障型Lタイプ 〔無配当歳満期定期保険（生活障害保障型）〕
年々増加する責任に見合った死亡保障の確保	定期保険	新逡増50 〔無配当逡増定期保険（初期低解約払戻金型）〕
一生涯の死亡保障の確保	終身保険	無配当終身保険
		ライフ・ギフト 〔無配当終身保険〕※一時払
一定期間の死亡保障を兼ねた貯蓄	養老保険	養老保険
豊かなセカンドライフに向けた資金準備	個人年金保険	個人年金保険
入院・手術などへの経済的備え	疾病・医療保険	Mタイプ 〔無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）〕
重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に対する経済的備え	疾病・医療保険	Jタイプ 〔無配当重大疾病保障保険〕
		Jタイプ（無解約払戻金・無死亡給付金型） 〔無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）〕

② 個人保険・個人年金保険（特約）

ご利用目的	特約種類
事故による死亡や障害に対する保障の充実	無配当災害割増特約
	無配当傷害特約
入院・手術などに対する保障の追加	無配当総合医療特約
	無配当災害入院保障特約
	無配当入院初期割増給付特約
	無配当特定疾病入院一時給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)
	無配当特定手術割増給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)
	無配当先進医療技術料給付特約 (保険料払込中無解約払戻金型)
重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する保障の充実	無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付)
余命6ヵ月以内と診断された場合の保険金生前受け取り	リビング・ニーズ特約
ライフプランに応じた保険金の年金受け取り	年金支払特約
被保険者が受取人となっている保険金等を受取人が請求できない (特別な事情がある)場合の代理請求者の事前指定	指定代理請求特約
健康状態が良好な場合の保険料割引	健康体割引特約

③ 団体保険・団体年金保険等

死亡保障・入院保障等のための保険

目 的	保 険 種 類
死亡退職金、弔慰金等の支払への備え	総合福祉団体定期保険
自助努力による死亡や入院等への備え	団体定期保険
	医療保障保険(団体型)
住宅ローン等の債務弁済	団体信用生命保険

老後の生活資金を準備する保険

目 的	保 険 種 類
退職金・退職年金の資金準備	確定給付企業年金保険
	確定拠出年金保険(予定利率有期保証型)
	新企業年金保険
自助努力による老後の生活資金の準備	拠出型企業年金保険
	国民年金基金保険
	財形年金積立保険

財産形成のための保険

目 的	保 険 種 類
自助努力による住宅資金の準備	財形住宅貯蓄積立保険
自助努力によるさまざまな用途の資金の準備	勤労者財産形成貯蓄積立保険
事業主による財産形成の援助奨励	勤労者財産形成給付金保険

④ 最近の主な新商品

「会社をまもる新しい医療保険」を新発売

平成24年10月より、中小企業向け販売を中心とする当社独自の戦略的商品として、経営者入院時の事業継続リスクから「会社をまもる新しい医療保険」(総合医療保険[Mタイプ])を発売しました。

中小企業では、経営者が入院で不在となった場合、売上減少により人件費等の固定費負担が事業の継続を難しくするケースがあります。本商品は、このような経営者入院時の事業資金を大きな保障でカバーする新しいコンセプトの医療保険です。

死亡リスク対策の「定期保険」、重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)罹患リスク対策の「重大疾病保障保険[Jタイプ]」にこの「総合医療保険[Mタイプ]」を加えることで、中小企業の事業継続リスクを保障する商品ラインアップを充実させました。

商品の特長
● 経営者不在時に必要な事業資金を確保できます。 ・ 1ヵ月間の入院で最高120万円の給付金(入院日額4万円×30日)をお支払。 ● 経営者の入院が長期化した場合でも、退院を待たずに事業資金を確保できます。 ・ がん・心疾患・脳血管疾患での入院時に、最高120万円(入院日額4万円の30倍)を一時金でお支払。 (特定疾病入院一時給付特約) ● 快復まで時間のかかる手術(開頭術・開胸術・開腹術・脊髄手術)を受けた時に、「入院日額の20倍」を加算してお支払します。 (特定手術割増給付特約) ● 先進医療にかかる技術料を通算2,000万円まで保障します。(先進医療技術料給付特約) ● 1入院に対して保障する日数が異なる3種類の「保険契約の型」を選択できます。 ● 忙しい経営者でも、入院日額2万円まで健康状態の告知のみの簡便な手続きで加入できます。

11 ご契約後の個別情報

▷ 文書による情報の提供

ご契約後に提供いたします文書による情報は、主として下記のとおりです。

保険料の払込など	
・ご契約内容のお知らせ ・口座振替のお知らせ[口座振替払込契約] ・年・半年払保険料の振替日到来のお知らせ(事前案内)[口座振替払込契約] ・保険料口座振替のお知らせ[口座振替払込契約] ・口座振替中止とご契約のお取扱い[口座振替払込契約] ・保険料お払込のご案内[振替送金払込契約] ・保険料の自動貸付のご案内 ・失効のお知らせ	・復活承諾のお知らせ ・契約復活のお知らせ ・生命保険料控除証明書 ・保険料充当のお知らせ[前納契約] ・契約更新のお知らせ ・保険契約の保障期間終了のご案内 ・経理処理案内サービス[法人契約]

保険金・給付金
お客さまのお申し出により送付または持参する書類 ・ご請求のしおり【総合版】 ・ご請求のしおり【死亡保険金】 ・ご請求のしおり【高度障害保険金】 ・ご請求のしおり【重大疾病保険金】 ・ご請求のしおり【重大疾病保険金】 【重大疾病治療給付金】 ・ご請求のしおり【重度障害保険金】 ・ご請求のしおり【生活障害保険金】 ・ご請求のしおり【リビング・ニーズ特約保険金】 ・ご請求のしおり【給付金】 ・保険金 請求手続きのご案内 ・給付金 請求手続きのご案内 ・保険金・給付金 請求手続きのご案内

配当金
・契約者配当金のお知らせ

契約者貸付
・契約者貸付金利息繰入れのお知らせ

満期・年金・すえ置
・満期保険金 受取手続きのご案内 ・年金 受取手続きのご案内 ・保険金すえ置のご通知 ・入学祝金(生存給付金)すえ置のご通知 ・入学祝金(生存給付金)すえ置および残高のご通知 ・入学祝金(生存給付金)すえ置金残高のご通知

▷ オンラインシステムによる情報のご提供

ご契約者さまご自身の契約についてのご照会に対して、当社のオンラインシステムにより全国の支社で速やかにお答えできる主な項目・内容は下記のとおりです。なお、営業所では一部お答えできない項目・内容があります。

契約内容	
・契約者住所 ・被保険者氏名 ・保険証券番号 ・契約時年齢 ・特約内容 ・保険期間 ・保険料払込期間 ・保険料次回払込期月 ・配当金支払方法 ・過去1年間の変動保険金額(個人変額年金保険、変額保険) ・保険料振替口座	・契約者氏名 ・保険金受取人氏名 ・契約年月日 ・保険種類 ・保険金額 ・保険料 ・保険料払込状況 ・保険料払込方法 ・配当金額

試 算	
・契約転換による新保険料 ・保険料の前納金額 ・ご契約者貸付金の返済金額 ・解約払戻金額 ・契約内容変更後の保険料	・ご契約者貸付金額 ・保険料の自動貸付の返済金額 ・適正保険金額の算定

現在高	
・ご契約者貸付金の現在高 ・生命保険料控除申告額 ・積立配当金の現在高	・保険料の自動貸付の現在高 ・配当契約保険金額の現在高

12 情報システムに関する状況

(1) お客さまサービスの充実

当社では、お客さまサービスを充実していくため、サービス提供のためのITインフラ、より充実したお客さまサービスに資するシステム開発に取り組んでいます。具体的には以下のとおりです。

▷ サービス提供のためのITインフラ

次世代営業支援端末の導入によるお客さまサービスの向上

新たなIT技術を活用し、営業支援端末の刷新を予定しています。これにより、お客さまにスピーディーな提案やお手続きができるなど、お客さまサービスのより一層の向上を図ります。

▷ より充実したお客さまサービスに資するシステム

第1回保険料の口座振替の開始

利便性向上のご要望にお応えし、お客さまに金融機関やコンビニなどでお払込いただいていた第1回保険料を、口座振替でお払込いただけるようにいたしました。なお、保険料が月払の契約のみお取扱いできます。また、月払の契約でも契約内容によってお取扱いできない場合がございます。

ご契約の変更システムのレベルアップ

ご契約の変更業務に関して、コンピューターによる事務の自動化に取り組み、お手続きの完了までの一層の迅速化を進め、お客さまへのお支払までの期間を短縮いたしました。

(2) 情報システムの開発力・品質向上の取り組み

当社がシステム開発・運用を委託しているT&D保険グループのT&D情報システム株式会社では、安定的に高品質な情報システムを開発するため国際的に広く採用されているシステム開発プロセスの改善手法であるCMMIを導入し、システム開発プロセスの継続的な改善に取り組んでいます。システムの運用では、国際基準であるITILを活用し、安全性・信頼性の高いシステム運用の実現に向けて一層の改善に取り組んでいます。

(3) お客さまからお預かりした大切な情報保護強化の取り組み

当社では、お客さまの大切な情報を保護するため、個人情報の適切な管理体制が整備されていることを証明するプライバシーマークの認証取得・更新や、情報セキュリティの管理・運用レベルが国際規格に適合していることを証明するISO27001の認証も取得し、情報の保護強化に取り組んでいます。

今後とも、効果的なIT投資と安定的なシステム運用により、お客さまサービスの充実に取り組んでまいります。

13 営業職員の教育・研修

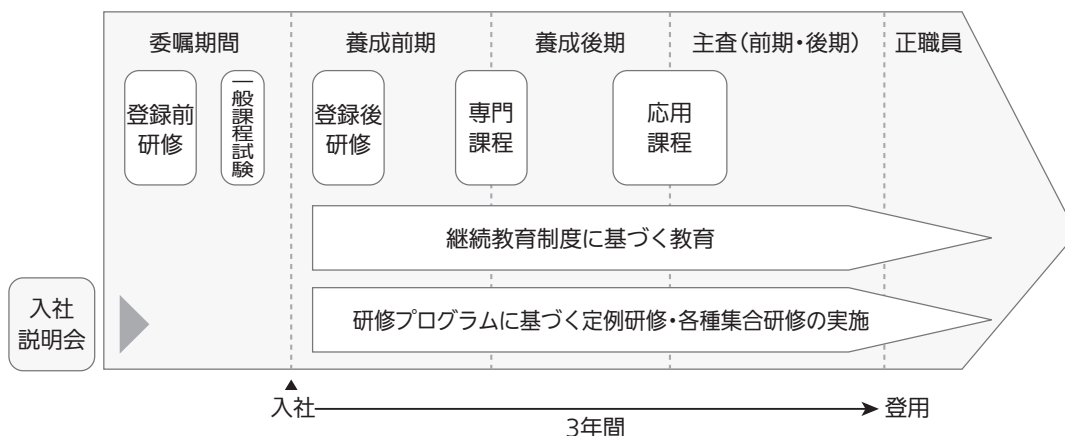
▷ 営業職員に対する教育・研修の実施

法令などを遵守しつつお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、高度な知識・倫理観を持った営業職員の育成に努めています。

当社では入社後3年間で“育成期間”と位置づけて、当社独自の「研修プログラム」に基づいて教育・研修しています。

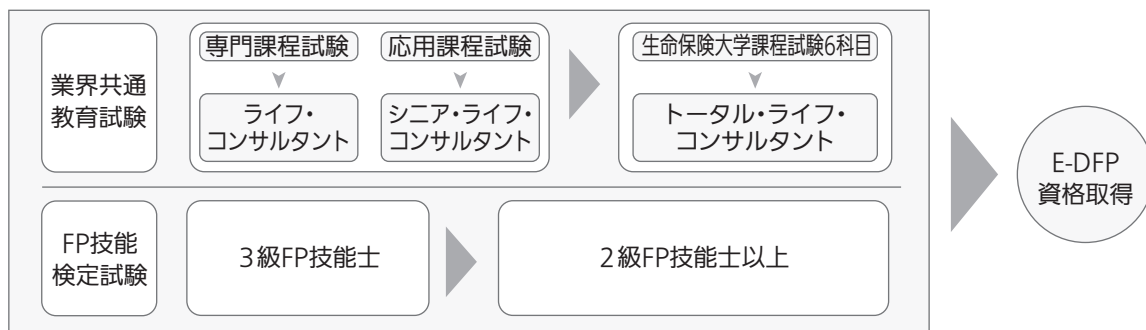
教育・研修は、業界共通の基礎的な教育※に加えて、お客さまへのわかりやすいご説明と適切な販売・サービス活動が実践できるよう、「基礎知識」と「販売技術」を中心に構成しています。

※登録前研修、登録後研修に加え、専門課程・応用課程・継続教育制度に基づく教育を実施。



▷ E-DFP（エグゼクティブ・ダイドウ・ファイナンシャル・プランナー）制度

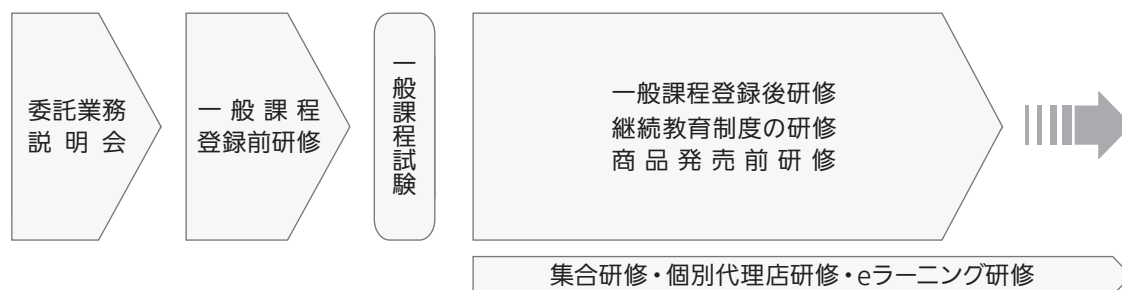
多様化・高度化するお客さまのニーズを的確に把握し、質の高いコンサルティング営業を実践していくために、営業職員に対して税務・財務・金融商品などの幅広い専門知識の習得を目的とした当社独自のE-DFP（エグゼクティブ・ダイドウ・ファイナンシャル・プランナー）制度を設けています。



14 代理店の教育・研修

▷ 代理店に対する研修の実施

お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、本社・支社が密接に連携し、質の高い代理店サポートをはかっています。コンプライアンスや保険業務に関する知識向上を目的とした研修計画に基づき、独自のeラーニング教材や解説シートなどを活用して実践的な研修を実施しています。



15 契約者懇談会開催の概況

当社は、契約者懇談会は開催していません。ただし、全国の支社窓口のほか、毎年お客さまにお届けする「ご契約内容のお知らせ」や各手続書類でのコールセンター等の窓口のご案内や、ホームページ上の「ご意見・ご要望」窓口の設置など、「お客さまの声」をより多くお聴きするための仕組みづくりに取り組んでいます。

16 積極的なディスクロージャー

当社および生命保険につきまして、より一層のご理解をいただくため、ご契約者さまをはじめ広く一般の方々を対象にさまざまな情報提供を積極的に行っています。

▷ ディスクロージャー資料

当社では、経営内容や事業概況をみなさまにご理解いただくため、ディスクロージャー資料を作成しています。

- ・大同生命の現状(本冊子)
保険業法第111条に基づいて作成しており、詳細な財務データなどを掲載しています。
本社、支社窓口、募集代理店に備え置いています。
- ・大同生命のご案内
当社の経営内容等をわかりやすく解説した会社案内です。
- ・Daidoインフォメーション
「ご契約内容のお知らせ」とあわせてご契約者のみなさまにお届けしている会社案内です。当社の経営内容や事業概況などをご案内しています。

名 称	対 象	発 行
大同生命の現状 (保険業法第111条に基づく ディスクロージャー資料)	ご契約者さま 報道機関 研究機関など	年1回
大同生命のご案内	ご契約者さま その他一般	
Daidoインフォメーション	ご契約者さま	

▷ ホームページによる情報提供

当社のホームページでは、主要業績をはじめ詳細な財務情報、最新のニュースリリースやお知らせなどの情報をタイムリーにご提供しています。

大同生命ホームページ <http://www.daido-life.co.jp/>

17 ご契約者の保護に関する制度

▷ 生命保険契約者保護機構

保護機構の目的、主な業務

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の補償内容

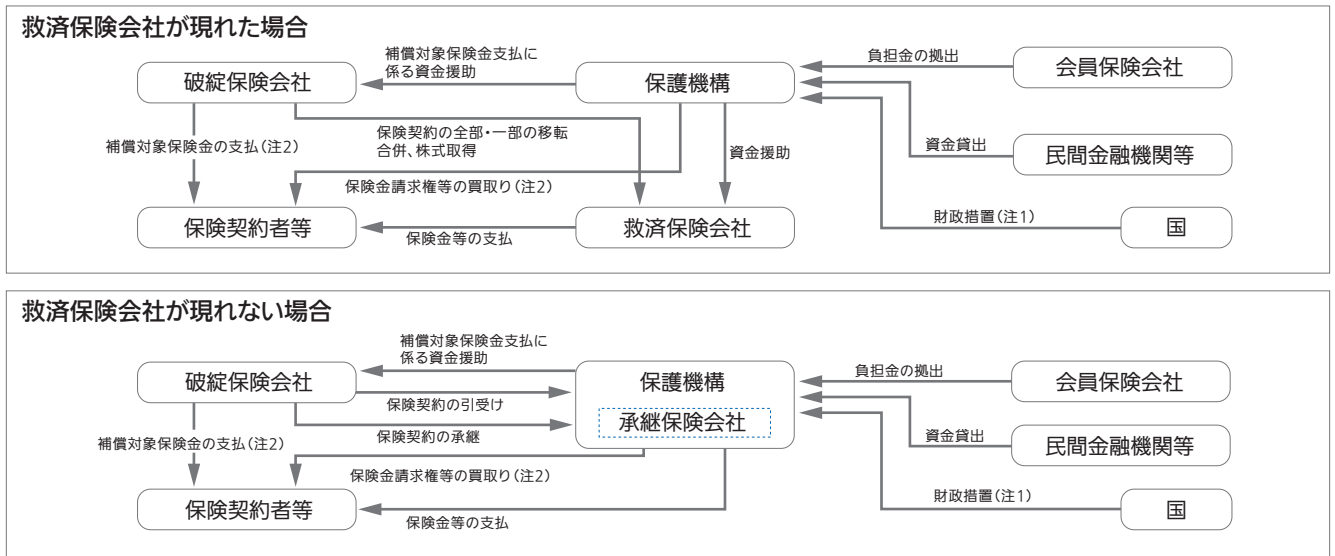
保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1. 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2. 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間に於ける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \times 2\}$$
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は3%となっています。
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3. 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4. 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

▷ 早期是正措置

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、ご契約者さまの保護を図ることを目的として平成11年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改

善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

<保険会社に対する早期是正措置の概要>

区 分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための改善計画の提出およびその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る計画の提出およびその実行 ②配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 ③契約者配当または社員に対する剰余金の分配の禁止またはその額の抑制 ④新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 ⑤事業費の抑制 など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令